免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１６５号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵184―24、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬997番地３エイル門松駅前ウエストサイド802号
破産者　田原　幹生
免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
平成22年８月26日
福岡地方裁判所第４民事部

免責決定確定

平成１６年（モ）第７０８３７号
（平成１６年（フ）第１１４７４号）
大阪府八尾市志紀町南２丁目６番地
破産者　田中　健一
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成22年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０２３号
大阪市浪速区日本橋東３丁目16番11号
清算株式会社　株式会社光陽販売
代表清算人　前尾　浩輔
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第１２号
大分市豊海３丁目６番３号
清算株式会社　株式会社野内商店
代表清算人　野内四郎七
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０２７号
東京都板橋区西台３丁目８番11号
清算株式会社　株式会社ケービーシー
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成１０年（ヒ）第３０２８号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目６番６号
清算会社　寺内興業株式会社
１　決定年月日　平成22年８月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（ヒ）第２５号
兵庫県加古川市上荘町都染714番地の２
清算株式会社　宮下組加古川生コン株式会社
１　決定年月日　平成22年８月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（ヒ）第１００１号
広島市佐伯区海老園１丁目１番22号
清算株式会社　株式会社アングル
１　決定年月日　平成22年８月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（ヒ）第３号
愛媛県松山市道後緑台２番20号
清算株式会社　株式会社大久
代表清算人　大木　正治
１　決定年月日　平成22年８月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所民事第１部

監督命令

平成２２年（再）第２１号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中興業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番４号御影ビル２階　なのはな法律事務所　弁護士　野村　剛司
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２２号
大阪府堺市堺区五月町１番24号
再生債務者　河中　勝利
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番４号御影ビル２階　なのはな法律事務所　弁護士　野村　剛司
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成22年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２３号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中　加代
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目３番４号御影ビル２階　なのはな法律事務所　弁護士　野村　剛司
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年８月25日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成１９年（再）第４号
秋田市中通４丁目13番６号
再生債務者　株式会社なかよし
１　決議に付する計画案　平成22年８月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成22年10月14日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成22年10月７日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成22年10月７日
平成22年８月26日
秋田地方裁判所民事第２部